

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

改正育児・介護休業法が全面施行 7月1日から従業員100人以下に

厚生労働省は、平成21年に男女ともに仕事と家庭が両立できる働き方の実現を目指し、育児・介護休業法を改正した。ただし3年間は制度適用が従業員数100人以下の事業主に猶予されていたが、今年7月1日から全ての企業が対象となる。新たに対象となる企業では、あらかじめ就業規則などに制度を定め、従業員に周知しなければならない。完全施行まで2か月を切り、厚労省は就業規則などへの規定が済んでいない企業は、急ぐよう呼びかけている。

改正育児・介護休業法の主な概要は次の通り。

(1) 短時間勤務制度

3歳までの子を養育する従業員に対して、一日の所定労働時間を原則として6時間(5時間45分から6時間まで)に短縮する制度を設けること。これには就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要で、運用で行われているだけでは不十分である。

(2) 所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはいけない。

(3) 介護休暇

家族の介護や世話をを行う従業員が申し出た場合には、事業主は、1日単位での休暇取得を許可しなければならない(介護する家族が1人なら年に5日、2人以上ならば年に10日)。問い合わせは各都道府県労働局雇用均等室。

税務会計

終身保障のがん保険の節税を規制 新通達取扱の適用は4月27日から

がん保険節税を規制する新通達の適用日に強い関心が寄せられていたが、国税庁はこのほど、「がん保険(終身保障タイプ)に係る取扱いは、2012年4月27日をもって廃止する。ただし、同日前の契約に係るがん保険に係る取扱いについては、なお従前の例による」との取扱いを公表した。

法人契約のがん保険(終身保障タイプ)は、会社を契約者及び保険金受取人、役員や従業員を被保険者とする契約で、一定の要件をクリアすることで支払保険料の全額損金算入が認められるというもの。

がん保険(終身保障タイプ)では、保険期間の前半において支払う保険料の中に前払保険料が含まれているが、かつては保険料に含まれる前払保険料の割合が低率で、かつ、保険期間の終了に際して支払う保険金がないことから、2001年の通達により、終身払込の場合にはその支払の都度損金の額に算入、有期払込の場合には保険期間の経過に応じて損金の額に算入する取扱いが定められた。

しかし、以後10年が経過し、保険会社各社の商品設計の多様化等により、がん保険の保険料に含まれる前払保険料の割合や解約返戻金の割合にも変化がみられることから、その実態に応じて取扱いの見直しを行うことになった。

新通達では、これまでの最大のメリットである「全額損金算入」という取扱いが「2分の1損金算入」にされており、これまでの節税メリットが大幅に縮減されている。

今週のキーワード

育児・介護休業法

この制度の<育児>について問い合わせの多い言葉を紹介する。▽所定外労働の制限—残業が免除される制度。▽子の看護休暇—子どもの病気の看護などのために仕事を休める制度。▽法定時間外労働の制限—残業時間に一定の制限を設ける制度。▽深夜業の制限—深夜(午後10時~午前5時)の就労を制限する制度。▽その他の両立支援措置—仕事と育児の両立のために設けられたその他の制度。